

信頼される学校園であるための校内ルール

令和6年4月
井原市立青野小学校・青野幼稚園

体罰・暴言

- ・体罰は、いかなる理由があっても許されない行為である。
- ・人格を否定したり、馬鹿にしたりするような発言はしない。
- ・同僚に体罰や暴言があった時はすぐに止め、管理職に報告する。

生徒指導

- ・園児児童に個別に指導する場合は、密室での対応とならないよう配慮して行う。
- ・園児児童を指導するときは、できるだけ複数の教職員で対応する。

情報管理

- ・園児児童の個人情報に係わる書類や電子データは校外に持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、管理職の許可を得たうえで紛失等がないよう厳重に扱う。
- ・園児児童の写真・動画の撮影は、学校園のカメラ・ビデオカメラ・タブレット端末を使用し、個人のスマートフォンや携帯電話は使用しない。
- ・児童及び保護者と電話番号やメールアドレス等を交換したり、児童及び保護者の携帯電話等に教職員個人の携帯電話等を用いて連絡したりすることを原則として禁止する。
- ・個人の携帯電話等は、職員室から持ち出さない。ただし、校外活動、インターフォンのない場所での活動等、緊急連絡が必要となる可能性のある場合は、管理職に届け出て持ち出す。

公金管理

- ・修学旅行や海事研修費用等の高額集金があるときは、保護者から直接預かり、すみやかに入金する。
- ・児童から集金するときは、登校後に声をかけ金額の確認を行い、耐火書庫に保管し業者への支払いを早く行う。
- ・現金は、耐火書庫に保管して手元には置かない。

交通安全

- ・日頃から時間に余裕をもった運転を心がける。万が一、交通事故を起こしたときは被害者対応を優先し、警察、管理職に連絡を取るとともに、誠意をもった対応をする。
- ・微量であっても飲酒した場合は車を運転しない。
- ・飲酒の予定がある場合は、自動車等で出かけない。
- ・車を運転する者には飲酒をすすめない。飲酒をした者の運転する車に同乗しない。

ハラスメント・わいせつ行為

- ・教職員と児童・保護者との関わりにおいて、適正な距離感を保ち、気になることがあれば互いに声をかけ合う。
- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントは、被害者の人格や個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり、研修等で周知徹底する。
- ・セクシャルハラスメントやパワーハラスメントについては、相談窓口連絡する。

[相談窓口]

学校：青野小学校 教頭 (62-0133)

市内：井原市教育委員会学校教育課 (62-9532)